明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

別表十七(二の二)の表を次のように改める。

別表十七（二の二）　関連者等に係る支払利子等の損金不算入に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

調整所得金額の計算	関連者支払利子等の額の合計額（別表十七(二の二)付表一「12」）	1	円	損金不算入額の計算	非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	16	円
	控除対象受取利子等合計額（別表十七(二の二)付表二「10」）	2			調整所得金額 (4)＋(11)－(15)＋(16)（マイナスの場合は0）	17	
	関連者純支払利子等の額 (1)－(2)	3			当期損金算入限度額 (17)×50%	18	
	所得金額仮計（別表四「22の①」）	4			(3)　－　(18)	19	
	加算 外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表八(二)「26」）	5			国外支配株主等に係る負債利子等の課税の特例との調整 別表十七(一)「28」、「29」、「30」又は「31」	20	
	加算 物損等の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入額	6			(19)　＞　(20)　の　場　合 (19)	21	
	加算 被合併法人等の最終の事業年度の欠損金の損金算入額	7			(19)　≦　(20)　の　場　合	22	0
	加算 関連者純支払利子等の額 (3)	8			措法第66条の５の２第７項又は平成26年旧措法第66条の５の２第７項の適用の有無	23	有　・　無
	加算 減価償却資産に係る償却費の額	9			調整対象金額に係る調整額（別表十七(二の二)付表三「13」）	24	円
	加算 貸倒れによる損失の額	10			損金不算入額 (((21)－(24))又は(22))	25	
	加算 小計	11			恒久的施設帰属資本相当額に対応する負債利子の損金不算入制度との調整 別表十七の三(二)「12」	26	
	減算 特別償却準備金に係る益金算入額（別表十六(九)「27の計」）	12			(19)　＞　(26)　の　場　合 (19)	27	
	減算 特定子法人の課税対象金額等	13			(19)　≦　(26)　の　場　合	28	0
	減算 調整対象超過利子額の損金算入に係る特定子法人の課税対象金額等（別表十七(二の三)「21」の合計）	14			措法第66条の５の２第10項の適用の有無	29	有　・　無
	減算 小計	15			損金不算入額 ((27)又は(28))	30	

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）